

國學院大學學術情報リポジトリ

仮名成立史上の「讃岐国司解端書」の位置付け

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中山, 陽介 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000954

仮名成立史上の「讃岐国司解端書」の位置付け

中山 陽介

キーワード…平仮名成立史 讃岐国司解端書 有年申文

草仮名 万葉仮名

はじめに

平仮名・片仮名は、漢字を元に、我が国で独自に発明された文字である。国語を書き表すための表記法としての「仮名」、いはゆる万葉仮名・真仮名は、平安時代以前にも漢字の表音用法の応用として存在し、国語を表記することはできた。しかし、平安時代に生まれた平仮名・片仮名は、元の漢字が持つてゐた文字性質を大きく変化させ、漢字の表音用法の段階を脱して、独立した音節文字に成つたものである（今この音節文字としての仮名を「仮名文字」と呼

ぶことにする）。

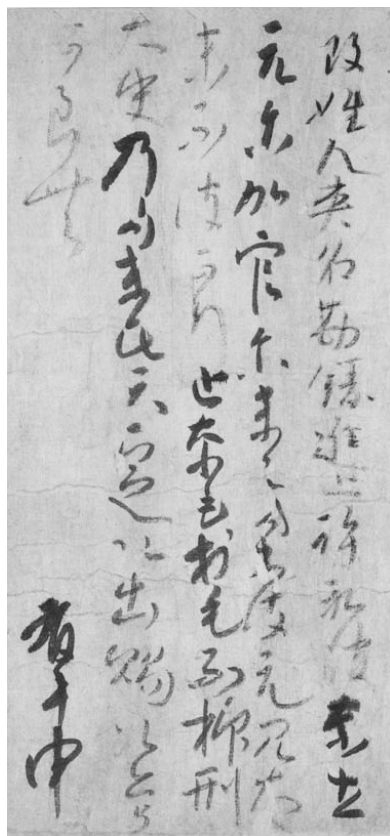
近年では、平仮名の成立史を明らかにするために重要な九世紀から十世紀にかけての仮名資料の新出が相次いでをり、その歴史の解明が俟たれてゐる。しかし、平仮名の成立を論じるためには、それらの資料の仮名をただちに平仮名に近い可否かと個別に判断していくのではなく、真仮名から平仮名が成立するまでの途上に、いかなる文字性質の変化がどう進行していつたかについて、歴史的な考察を資料に基づいて行はなければならない。

真仮名（今、一字一音式の万葉仮名のことに限定してかう呼ぶことにする）は、漢字の形音義のうちの義の要素を無視することで表音用法として成り立つてゐるが、文字自

体からは義の要素は失はれてゐない。そこからやがて、文字自体から義の要素が無くなることは、文字が表語・表意文字としての実質を失ふことであり、それはまた、文字が形と音のみから成る表音文字になることであるといへる。その段階を経た仮名は、専ら表音のための音節文字になつてゐるといふ意味で、既に仮名文字と呼ぶことができよう。さうしてその仮名文字が、独自の形態的な特徴を次第に成長させていくことで、平仮名が成立する（中山陽介二〇一九）。

では、真仮名がそのやうにして仮名文字に転換した段階があるとすれば、資料の上にはどう見いだせるか。そして、それがどのやうに平仮名の成立へと歩んでいくのか。本稿は、貞観九年（八六七）頃成立の仮名資料「讃岐国司解端書」^{（「藤原有年申文」「有年申文」とも）}を取り上げ、その表記や文字形態を検証し、歴史的に位置付けることで、真仮名から脱化して仮名文字が平仮名へと成長していく、

図一 讃岐国司解端書



平仮名の成立過程の初期段階の様相を明らかにしようとするものである。

一 「讃岐国司解端書」について

過渡期のある資料の仮名が、真仮名の段階であるか仮名文字になつた段階なのかを考へるには、その字に漢字的性質がどれだけ残つてゐるか、また、仮名文字乃至は平仮名の性質がどれだけ獲得されてきてゐるかを、表記や形態の

上に検討するのがよい。「讃岐国司解端書」の表記は、平仮名成立の過渡期にあつて、表意もしくは表語に用ゐられた字（これを今「真名」と呼ぶことにする）と表音に用ゐられた字（広義に従つて「仮名」と呼ぶことにする）との混淆で成り立つてをり、彼此の対比がしやすい。資料中の仮名部分の特徴を真名部分と比較して、性質に大きな差異が認められなければこの仮名は漢字の表音用法、真仮名の段階であるといへ、認められれば仮名文字の段階に踏み込んでゐると言ひ得よう。

まづは、分析に先立ち、この資料の概要を確認する。「讃岐国司解端書」は、「藤原有年申文」「有年申文」とも通称され（注1）、これは、現在東京国立博物館の所蔵にかかる国宝「円珍関係文書」八巻の内の「讃岐国司解」（列品番号：B-2405）といふ文書の巻首に記された、讃岐介藤原有年の筆跡部分のことである（注2）。

「讃岐国司解」の本文は、讃岐国司が太政官に上申する予定であつた公文書の解文であり、当文書の卷子第二紙から始まつてゐる。第一紙は、元は巻頭の保護の為に貼り足された代用の表紙と考へられるが（鈴木景二二〇一一）、讃

岐介藤原有年がこの解文の取り扱ひについて申し出た仮名交じりの私信が記されてゐて、これを「讃岐国司解端書」と呼ぶ。

この「解」や「端書」にまつはる歴史学的な研究は、「円珍俗姓系図」（和気系図）などとも）と関連した論考が多数存在する（注3）。「端書」の語学的な検討は、馬淵和夫（一九九二）があり、仮名文としての表記の研究は小松英雄（二〇〇〇）がある。

「解」本文の年紀は貞観九年（八六七）二月十六日付であるが、「端書」の成立時期について、佐伯有清（一九七五）は、文中の「刑大史」（刑部造真鯨）の官歴から、少なくとも貞観九年三月九日以降と推定してゐる。

「端書」の积文は、次の吉沢義則（一九四二）のものが定説になつてゐる。

改姓人夾名勸録進上許礼波奈世こればなせ无尔加むにか官に尔末之多末はむみた波无見太まふはかり未不波可利止奈毛於毛不ともおもふ抑刑乃多末大史のたまひて定比天以出賜以止与いとよ可良無からむ 有年申

解釈については、資料の性質を論じる上で重要な問題であるが、表記や形に絞つて論じる本稿では省略する。

「端書」の表記は、義を表した真名の表記と音を表した仮名の表記とが混在してゐるが、その仮名の文字形態は、いかにも漢字が平仮名へと崩されていく中間のやうな姿をしてゐるため、大矢透（一九一八）の紹介以来、過渡期のいはゆる「草仮名」としてその価値が認められてきた。

二 「讃岐国司解端書」の仮名の特性

この資料の平仮名成立史上の価値は、平仮名の前身となる「草仮名」で書かれてゐる所にあるとされる。しかし、「草仮名」とは言ひながら、これが一体、崩して書かれた真仮名の一種に過ぎないのか、既に真仮名の段階を脱した仮名文字なのかと、この資料の「草仮名」としての性格が具体的にいかなるもので、平仮名成立上どう位置付けられるのかは未だ詳細に検討されてゐない。

従来のように、ある資料の仮名を「真仮名」「草仮名」「平仮名」の三段階のいづれかにあてはめることで、その歴史的な位置付けを説明する方法では、その三段階の境界が明確に定義されてゐないため、分類や評価が印象論に陥り易く、また却つて個々の資料が複合的に内包する、漢字らし

さを留めた箇所・平仮名らしさを帯びた箇所といった個別の実質的特徴の把握からは遠ざかつてしまふ嫌ひがある。ここではより詳細に、要素ごとの、平仮名らしさが進んだ点、漢字らしさを留めた点の分析的な検討により、「草仮名」といふ一個の段階としてでなく、平仮名成立の過程の上でこの資料が置かれる位置と、その真仮名や平仮名との距離を見極めたい。

なほ、検討に当たつては資料の性格に注意を要する。「端書」は、男性官人の間で内々にやりとりされた正式でない私信である。その書風は卒意といへ、いかにも過渡期の「草仮名」らしい古朴な書で、後世の女手（平仮名）のやうな流麗さは見出されない。しかしその僅か十年後、元慶元年（八七七）付の「東寺檜扇」が、一層流麗な女手に近い書きぶりになつてゐることから、実際には「端書」の段階にも女手が成立してゐたのではないかとする説がある（築島裕一九八一・二〇二〜四頁）。吉沢義則（一九三八、一九四一・二二八〜九頁）は、「端書」の時期にも女手が成立してゐたはずであると主張し、これが草仮名で書かれてゐるのは、漢文体を主とする公文書であるからで、たとひ既に女手が

発達してゐたとしても女手が用ゐられない性質の資料である為と想定した。

かうした観点から、「端書」の仮名は、必ずしも当時の仮名の一般的な姿、或いは最も簡略化の進んだ形態とは断定できない。ただ、この資料の内に、平仮名の先駆けとなるやうな仮名文字独自の特質さへ見出されれば、少なくとも、この時期には既にそのやうな段階の仮名が出現してゐたといふことの証左にはなる。

そこで、「端書」中の仮名部分と真名部分とを比較して、その仮名の持つ仮名文字的特徴を検討する。結論として筆者は、この資料の内に見られる、漢字の性質を乖離した仮名文字的特性を、次の四点に認める。

- (い) 用字の体系化……仮名字母に平仮名との共通性が高く、また草書の形が含まれ、平仮名と体系的に歴史的な連続性を持つ
- (ろ) 書き方の相異……真名(漢字)と仮名とで書き方に意識的な差がある
- (は) 形の簡略化……仮名に平仮名につながる形の簡略化を含んでゐる

(に) 連綿の成長……仮名独特の連綿の萌芽が見える以下、この四項目をそれぞれ検証し、真仮名から仮名文字へと転換して平仮名が成長するための重要な条件となることを確認する。

三 (い) 用字の体系化

平仮名の源流が真仮名にあるとして、奈良時代の真仮名と十世紀の確立後の平仮名との字母を比較してその繋がりを確かめてみると、その間の用字の変化は、必ずしも歲月の推移に伴ふ自然な淘汰の結果としては捉へ難い。

今、真仮名と平仮名との使用字母を比較してみる。次の表には、奈良時代の真仮名と十世紀の平仮名とそれぞれ二資料づつを取り上げて、その用字を後述の分類に従つて列挙した(字は筆者の模写)。奈良時代の真仮名としては、当時の日用の仮名の様相を示す「正倉院万葉仮名文書」(天平宝字六年(七六二)以前成立)の甲種と乙種とを取り上げ、平仮名が確立した十世紀の仮名資料としては、『土佐日記』(承平五年(九三五)頃成立)の紀貫之自筆本の用字を忠実に伝へてゐるとされる写本(定家本末尾臨模部分・青谿書

時代は百七十年以上の開きがあるから、その間、使用字母さへ段々淘汰されていけば、あとは形を書き崩すだけで平仮名が生まれるやうにも思はれる。しかし、②の真仮名のみの字母の中で「阿伊氣蘇都牟米夜」といった古来の真仮名資料で主流を占めてゐた字母が（『時代別国語大辞典上代編』「主要万葉仮名一覧表」参照）、平仮名には無かつたり、一方③平仮名のみの字母の中の「以幾散敷」といった上代に用例の稀少なものが（同書参照）、却つて平仮名の常用字になつてゐたりして、これらは使用字母の自然な淘汰による当然の帰結とは見なし難い。

さらに注意すべきは、①の真仮名・平仮名共通の字母の中に、真仮名の字母の形を書き崩しても平仮名の形が導き出されないものが一部にあることである。

殊に「於知天不保」といった字母は、真仮名と平仮名とで、それぞれの筆画をたどつてみると、筆順や結体に顕著な相違があり、真仮名の実例の形からその崩しの過程を跡づけるのは困難である（注4）。これらを字母とする上代の真仮名の形は、楷書或いは楷書崩しの行書であるが、同じ字母の平仮名の形は、草書独特の形に由来するものであ

つて、両者で基づいてゐる漢字字体が異なるのである。中国の草書の実例を見れば、中には崩すまでもなく平仮名に酷似したものもあり、そのつながりは、思ひ半ばに過ぎるものがある（図二）。このやうな、平仮名で草書の形に由来する字は、東晋や唐の本式の草書（王羲之や孫過庭など）の実例から説明可能なものが多くを占めるが、日本で草書は奈良時代にはまだ定着してゐなかつたとされてをり、本

図二

摘要	虚空	草書	正倉	於
筆順 右上からの				乙
独特の形				知
独特の形				天
右の筆順 中から左				不
木が縦画 の筆順 から横画				保

格的に使用ひこなされるやうになるのは、平安時代初期頃まで降ると考へられるから（内藤乾吉 一九六四、黒田洋子 二〇一七、加藤詩乃 二〇一八）、恐らく平安時代になつてから、草書の形が字母に加はつたと見るべきであらう。

実際、「於知天不保」の草書の実例は、日本の上代の木簡には見当たらず、正倉院文書の中でも、管見では「不」のみが認められたが、真仮名としての用例は殆ど確認できない（注5）。

以上のやうに、真仮名から平仮名が生まれるためには、

図三

虚 空	草 書	讀 岐	正 倉		
	 習本千字文 習・草・書				以
	 世・上・三・層・義・書		 乙		於
	 習・海・空・名・義・書		 甲		加
	 世・海・空・名・義・書		 乙		可
	 世・上・三・層・義・書				世
	 習・本・千・字・文・義・書		 甲		多
	 世・海・空・名・義・書		 甲		不
	 世・海・空・名・義・書				見
	 世・上・三・層・義・書				無
	 世・海・空・名・義・書		 乙	 甲	毛
	 世・上・三・層・義・書		 乙	 甲	良

名特有の字母はさほど増えてゐないものの、真仮名特有の字母が無くなつてゐて、平仮名との共通性は益してゐる。

さらに、平仮名と同源の草書の形が採られてゐる仮名は「以於加可世多不見無毛良」がある(図三)。このやうに「端書」中の字母とその漢字字体は既に真仮名から離れて平仮名の枠組みに近づいてきてゐる。すなはち、書き崩していけば平仮名の形になると予見される字は、①と③と、④の中でも十世紀の他の資料に見える「世見」を含めれば、字母二十六種中、実に「許天無」を除く二十三種が該当する(「端書」の「天」は行書の形である。但し、「𠀤」とされてゐる平仮名の字母が実はこの行書の「天」である可能性もある)。

ところで、上代の真仮名の用字は、木簡などの日用的なものでは、楷書の簡易な形の字が慣用される傾向にはあつたが、その字の選び方は比較的自由であつた。たとへば、正倉院文書の仮名文の甲種と乙種との間でも、字母に出入りがあり(甲種「加伎蘇多天」に対して乙種「可支序太𠀤」など)、木簡の真仮名には孤例や稀少な字母もしばしば見られる(西崎亨二〇〇四、乾善彦二〇一七)。これは、漢

字の借用といふ意識から、音や訓を知つてゐる字を好みに任せて使ひうる余地が残されてゐた為であらう。

やがて、さうした真仮名における用字の自由さが払拭され、草書など新しい字や形を取り入れながら、使はれる字母やその形が特定の範囲にしばらくされることで、用字に体系性が形成され、形を書き崩して平仮名が成立するための基盤が出来上がる。

この「端書」の仮名は、平仮名との字母・字体の一致度の高さからいつて、その体系的な用字のまとまりが出来る段階にさしかかつてゐるものと評価できる。ただし「許無」のやうに、草書の形であつても十世紀の平仮名で常用の仮名になつてゐない字母が含まれてゐるところは、平仮名の用字の体系になりきつてゐないため、その体系化の初期の段階と解されるであらう。

真仮名の自由な用字は、漢字の読み書きや音訓についての広い知識に支へられてゐる。その用字が制限された範囲にしほられるといふことは、やがて、仮名の読み書きが漢字の知識を前提としなくなり、字形と国語音との慣用化した結びつきに支へられるやうになることであり、漢字とは



異なる文字としての、独自の閉じた体系を持った仮名文字が成り立つ基礎となる。そして、「端書」の仮名が、さうした段階に踏み込んでゐることを示すのが、次の、真名と仮名との書き方の相異である。

四 (ろ) 書き方の相異

仮名部分には、今見たやうに草書の形が多く含まれてゐるのに対して、真名部分は草書は殆ど使はれず、専ら楷書乃至楷書を書き崩した形で書かれてゐる。その書き方の違ひから、仮名が漢字とは異なる意識で書かれてゐることがわかる。

図四には、「端書」中の漢字を唐代以前の大陸の楷書と草書と比較した（楷書と草書とで形に違いが見出しにくかったり字書から比較できる字例が揃はない「姓人夹勘上大賜」は省いた）。「端書」の漢字はみな草書よりも点画が多くて形の作り方が異なり、むしろ楷書を崩したやうな形であることがわかる。「以」のみは草書の形に一致するが、これは七世紀以前から楷書の中で一種の略字として使はれてきたものであるから、楷書に準じて考へてよい。その特例の「以」以外は全て楷書の形に基づいてゐるのである（「年」は一見草書に似てゐるが、上の横画より下の横画が長いので楷書寄りである）。

ここにおいて、仮名に使ふ字母やその基づく字体が既に仮名独自に定まつてきてをり、仮名が漢字とは異なる別の文字であるといふ意識が起こつてゐるのが認められる。ただし、「許無」といつた他に例の稀少な字母があることや、元の漢字の形からあまり崩れてゐないところには、まだ多少漢字との繋がりの意識を残してゐるやうに思はれるから、これは、漢字と仮名文字との差別が起こつてきた初期の様相を示してゐると考へられよう。

さうして、仮名が漢字とは異なる文字といふ意識の許では、漢字を規範とする必要がなくなるから、漢字の本来の形にこだはらず、形を簡略にして独自の形に成長させていくことが可能になる。

五 (は) 形の簡略化

「端書」の仮名には、既に平仮名に通じる簡略化をしてきてゐる形が見られる。単に勢ひで形が崩れたといふのと異なり、後の平仮名へと連続する形になつてきてゐるのが重要である。

仮名独自の簡略化は、「以世多奈利」に見える。図五にそ

の比較を示す「讃」が「端書」で、算用数字は行数と上から数へた字数。特に、「端書」中、真名として書かれた漢字の「以」(4-9)と、仮名の「以」(4-12)とを比較してみると、左の点の作り方に変化が認められるのは、微少な差ながら注意したい。

仮名が漢字の形の標準を脱して、独自の簡略化の方向性を示してゐる所に、平仮名字形成長の萌芽が認められる。

ただし簡略化と認められるものは右の例ばかりに留まり、規模はまだ小さい。また、「多」(2-8、4-4)や「波」(1-12、2-10、3-3)のやうに、同じ仮名でも崩れの具合がことなるものもあつて、ある程度漢字の書法を意識してゐるやうであるから、これは簡略化の初期の段階を示してゐるか、もしくは、簡略化した仮名を知りつつも、あへてもとの行書や草書の形を意識して書いてゐるやうにも思はれる。

なほ、文書中「於」(3-9)、「太」(2-13)、「不」(3-2、3-11)のやうに平仮名に酷似する形があるのを以て、かうした字を、平仮名化してゐると見なすことはできない。これらは、元になる漢字の行草の形が既に平仮名と近似し

図五

漢字	端書 仮名	平仮名 迄の形	摘要
以 空 讀 4-9	 讀 4-12	 虚 西	左の二点が一画になる
世 空	 讀 1-14	 虚 土	二画目三画目が交叉しなくなる
多 空	 讀 2-8	 虚 土	外郭の屈折が均らされ、中が一画になる
奈 空	 讀 1-13	 土 西	二画目三画目が接合。「示」の中が堅画になる
利 空	 讀 3-7	 西	三画目が分離。「示」の中が堅画になる
利 空	 讀 3-5	 虚 自	「リ」の点が省かれ、「禾」が簡約になる

空…空海／西…西三条第跡出土仮名墨書土器

土…土佐日記定家本、定家臨模部／自…自家集切・前田育徳会蔵／虚…虚空蔵菩薩念誦次第紙背仮名消息

てゐるのであるから、漢字からの乖離を示さない限り平仮名化とはいへない。個々の字の形を個別に見ていつて平仮名に似てきてゐるかを印象で判断し、その字数を

数へてみても、平仮名といふ文字体系の成立を捉へたことにはならない。平仮名の成立とは、漢字から性質の変化した文字体系が出来ることの謂ひであるから、さうした独自

の形態的特徴の成立を、体系的な変化として、文字を形づくる基礎となる書法や文字構造の全体の中で捉へる必要がある。

「端書」には、いまださうした、全体を覆ふやうな、平仮名独自の形態的特徴は強く現れてゐないから、平仮名への形の成長が取り立てて進行してゐるとは言へないであらうが、今見た字形や、次に論じる連綿からは、平仮名への成長を十分予見させる様相を見せてゐる。

今、平仮名の成立は、構造全体における体系的な変化に注目しなければならぬことを述べた。さうして、平仮名の成立を見る上で、形の簡略化と並ぶ重要な体系的な変化の一つに連綿がある。

六 (一) 連綿の成長

連綿は平仮名の特徴の中でも重要な要素の一つである。

平仮名は続け書きで書かれることを常とし、続け書きしない放ち書きの例は、特殊な作例に限られる。一方、漢字の草書は、放ち書きが基本で、連綿は普通多くても二三字程度の連続が数行に何度か出てくるに過ぎず、何文字にもわ

たる連綿を多用するのは特殊な様式である（春名好重一九八五・七二―三頁）。漢字の草書が放ち書きを前提に成り立つてゐるのに対して、平仮名は続け書きを前提にその書法が成り立つてをり、そこから草書の連綿にはない独自の特徴が現れてくる。

次に釈文を引き、その連綿部分を傍線で示す。

改姓人夾名勘録進上これはなせ／むにか官にまし／た
まはむみた／まふはかりとなもおもふ抑刑／大史のた
まひて定以出賜いとよ／からむ 有年申

「端書」の仮名には、その萌芽と見るべき続け書きが見える。連綿線が軽く書かれずに、引きずるやうに字画と連綿線とを同じ勢ひで続けたり、距離のある字どうしを強ひて続けてゐるやうな所に、続け書きへの積極的な意識が読み取れる。また、楷書・行書の真名部分には続けた箇所がなく、結果的に、仮名部分においてのみ連綿が発揮されてゐるのも注意される。

平仮名の連綿はまた、草書に無い独自の性質を持つ。たとへば、続けられた個々の字形がその続け方に従つて変形したり、それによつて行の流れが形作られて、書の構成全

体を連綿が左右したりと、装飾的な意味に留まらない、平仮名の文字としての特性を構成する要素になつてゐる。草書においては、連綿はこのやうな特性は無く、書法として重要な位置を占めてゐない。

「端書」に連綿の萌芽が見られることは、さうした独自の書法・文字構造の獲得を予期してゐる。十世紀以降、「因幡国司解案紙背仮名消息」や「虚空蔵菩薩念誦次第紙背仮名消息」などには、平仮名らしい全体に及ぶ流麗な連綿が見えてくる。「端書」は、そのやうな段階には遠く、草書の二・三字の連綿と大きな開きはないが、連綿を取り入れた初期段階の様相を示すものとして認められる。

をばりに

以上、本稿では、「讃岐国司解端書」から、漢字から乖離した仮名文字への文字性質の変化として四つの現象「用字の体系化・書き方の相異・形の簡略化・連綿の成長」を認めた。必ずしも各現象が仮名文字として完全な形で確立してゐるわけではないが、この資料には少なくともその初期的な様相が認められ、後の平仮名の成長を予期させてゐる。

そして、これらは、平仮名の成立過程において、次のやうな文字性質の転換があつたことを意味する。

(い) 用字の体系化……真仮名の段階を脱して文字としての平仮名が出来るための体系的な基盤が出来ること

(ろ) 書き方の相異……仮名文字が漢字とは異なる文字体系として独立すること

(は) 形の簡略化……漢字の規範を超えて国語の表記に便利な独自の簡略化が許容されること

(に) 連綿の成長……書法・文字構造が仮名独自のものとして成長すること

さうして、平仮名の成立までには、更に次のやうな段階を経る必要があらう。

(い) 用字の体系の範囲が安定すること

(ろ) 元の漢字との対応を意識しなくなること

(は) 簡略化が一定の段階に落ち着くこと

(に) 連綿が書法として一般化し独自の性質を獲得すること

「讃岐国司解端書」の持つ仮名文字としての性質のそれ

それは、いづれも互ひに密接に関連したものであり、漢字・真仮名から脱化した段階の仮名文字の、初期的なものとして共通に理解される。必ずしも同時代の仮名が皆このやうな段階であつたとは断言できないものの、仮名文字化の初期段階における文字性質の変化は、その一端が明らかになった。

この後、各要素がどのやうな成長過程を経て平仮名の成立に至るかは、今後なほ、他の仮名資料の検討を進めていくことによつて明らかにしていきたい。

注

(1)「有年申文」の称は、いつ誰から起こつたのか知らないが、管見では、堀江知彦(一九四九)が初見である。しかし、この文書の内容や形式は歴史学のいはゆる「申文」とは異なつてゐる。ここではしばらく「讃岐国司解端書」の名を採る。

(2)「円珍関係文書」の伝来については、下坂守(一九九八a、一九九八b)、等を参照。他に、小山田和夫(一九八四)、福

家俊彦(一九九九)なども参考になる。

(3) 本論に関連する主要な論文としては、大倉衆馬(一九五六)、佐伯有清(一九七五)、松原弘宣(二〇一一)、鈴木正信(二〇一五a、二〇一五b)などがある。また、鈴木景二(二〇一一)は「端書」の文書としての性格や仮名文で書かれた意義を論じてゐる。

(4) なほ、ここでは真仮名と平仮名との書き方の際立つて違ふ字を挙げたが、他にも、右の資料の中で、上代の真仮名の形から直接ではなく、草書から崩されたものと考へられる平仮名に「加可支久己多毛由利和」がある。平仮名の崩し方の詳細な検討については、今後の課題としたい。

(5) 本簡は『改訂新版 日本古代木簡字典』(八木書店、二〇一三)による。この字書の凡例には「できるだけ多様な字形を選択するようにした」とある。正倉院文書は、筆者の調査に基づく。正倉院文書(正集・続修)の中に出てくる草書独特の形は、管見の限り確認できたのは「也不心至等」此可得有為定阿第所以河両乗檢志斐」のみであつた(『正倉院古文書影印集成』一〇八、八木書店、一九八八―一九九四)。また、奈良時代の草書の使用が特定の字に限られることは、黒田洋子(二〇一七)にも論じられてゐる。

参考文献

- 池田亀鑑（一九四一）「土佐日記諸本平仮名字体統計表」『古典の批判的処置に関する研究 第三部』岩波書店
- 乾善彦（二〇一七）「歌木簡の仮名使用」『日本語書記用文体の成立基盤』塙書房
- 大倉糸馬（一九五六）「讃岐国解文の研究」『伊豫路のふみ賀良』大倉糸馬翁遺稿刊行会
- 大矢透（一九一八）『音図及手習詞歌考』大日本図書株式会社、第四章第五節
- 小山田和夫（一九八四）「智証大師円珍関係文書の話」『園城寺』第四十九号
- 加藤詩乃（二〇一八）「空海の草書体——平安時代初期における草書体の受容について——」『パラゴネ』第五号、青山学院大学比較芸術学会
- 久曾神昇（一九九二）『平安時代仮名書状の研究 改訂増補版』風間書院、平成四年八月
- 黒田洋子（二〇一七）「正倉院文書の「啓」・書状に見られる書の性格」『比較日本学教育研究センター研究年報』第十三号、お茶の水女子大学
- 小松英雄（二〇〇〇）「書記テキストの包括的解析」『讃岐国司解端書』を例にして『日本語書記史原論 補訂版』笠間書院
- 佐伯有清（一九七五）「円珍の家系図」『智証大師伝の研究』吉川弘文館、一九八九
- 下坂守（一九九八a）「園城寺文書」第一巻について——国宝指定文書を中心に——『園城寺文書』第一巻、園城寺編、講談社
- 下坂守（一九九八b）「中世における「智証大師関係文書典籍」の伝来——貞和二年六月の「大師御重書」の「感得」を中心に——」『園城寺文書』第一巻、園城寺編、講談社
- 鈴木景二（二〇一一）「日本古代の出土資料、伝世資料と情報伝達」『資料学の方法を探る』十、愛媛大学「資料学」研究会
- 鈴木正信（二〇一五a）「円珍俗姓系図」の構成と原資料『日本古代の氏族と系譜伝承』吉川弘文館、二〇一七
- 鈴木正信（二〇一五b）「円珍俗姓系図」の成立過程と系譜意識 同書所収
- 築島裕（一九八二）『かな（日本語の世界 五）』中央公論社
- 内藤乾吉（一九六四）「正倉院古文書の書道史的研究」『正倉院の書蹟』日本経済新聞社
- 中山陽介（二〇一六）「仮名成立史上の西三条第跡出土土器墨書

仮名の位置付け』『国学院雑誌』第百十七卷第七号

中山陽介（二〇一九）「平仮名成立の諸要件」『万葉仮名と平仮名 その連続・不連続』三省堂

西崎亨（二〇〇四）「出土資料よりみた難波津の歌の仮名」『国学院雑誌』第百五卷第八号

春名好重（一九八五）『仮名百話』淡交社

福家俊彦（一九九九）「智證大師文書の伝世と中世園城寺の再興について」『天台學報』第四十一号

堀江知彦（一九四九）「有年申文」『書品』第一号

堀江知彦（一九五六）「藤原有年の申文」『Museum』第六十三号

松原弘宣（二〇一一）「伊予から讃岐丸亀平野へ移住した人々」『古代四国の諸様相』創風社出版

馬淵和夫（一九九二）「有年申文」について『古代日本語の姿』武蔵野書院、一九九九

吉沢義則（一九三八）「平仮名成立概論」『日本書道随攷』白水社、一九四三

吉沢義則（一九四一）『日本書道新講』白水社

吉沢義則（一九四二）「日本書道指點」『日本書道随攷』白水社、一九四三

『園城寺餘光』恩賜京都博物館編纂、中島泰成閣出版部、一九

四〇

『園城寺藏智証大師自筆文字史資料集』園城寺編、三弥井書店、二〇一

図版出典

讃岐国司解端書（図一、三、四、五）：「讃岐国司解有年申文」東

京国立博物館 Image/TNM Image Archives

正倉院万葉仮名文書（図三）：『正倉院古文書影印集成』十三、宮

内庁正倉院事務所編、八木書店、二〇〇〇

漢字（図二、三、四）：『角川書道字典』伏見冲敬編、角川書店、

一九七七

虚空藏菩薩念誦紙背仮名消息（図二、三、五）：『仮名消息（日本名跡叢刊）』二玄社、一九八六

空海（図五）：『日本名跡大字典』北川博邦編、角川書店、一九八

一

西三条第跡出土仮名墨書土器（図五）：『平安京右京三条一坊六・

七町跡——西三条第（百花亭）跡——』京都市埋蔵文化財

研究所、二〇一三

定家本土佐日記（図五）：『定家本土佐日記』育徳財団編、一九二

八：国立国会図書館デジタルコレクションより

自家集切・前田育徳会蔵（図五）…『古筆名品集（日本名筆選）』

二玄社、一九九五

付記

本稿は平成三十年度国学院大学国語研究会後期大会（平成三十年十一月二十四日）における口頭発表をもとにまとめたものである。席上及び執筆に際してご意見を下さった方々に、記して御礼申しあげる。